

平成 31 年 3 月 4 日

事 業 主 各 位

出版健康保険組合
理事長 高井 昌史
(公 印 省 略)

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の取扱いの一部変更について

平素は当組合の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費については、健康保険法第 87 条の規定による「償還払い」（施術所の窓口で施術料の全額を支払い、被保険者が後日当組合に申請し、療養費の支給を受ける方法）と併せ、「代理受領払い」（施術所が代理受領を行なっている場合、被保険者等が窓口で一部負担金を支払い、一部負担金分を除いた施術料を施術所等が療養費として請求し、施術所に組合が支給する方法）による取扱いとしておりましたが、この度、「代理受領払い」を廃止し、下記のとおり「償還払い」のみの取扱いといたしますので、ご連絡いたします。

記

1 支払方法

償還払い（窓口で施術料の全額を支払い、被保険者が健保組合に療養費の申請を行う方法）

2 開始時期

平成 31 年 6 月 1 日施術分より開始（同年 5 月 31 日をもって代理受領を廃止）

3 申請方法

(1) 医師から「鍼灸」又は「あんま・マッサージ・指圧」施術についての同意を受けます。

（『①医師の施術同意書』の交付を受ける）

(2) 窓口で施術料の全額を支払い『②領収証』の交付を受けます。

(3) 鍼灸師等から『③施術内容のわかる書類』の交付を受けます。

(4) 当組合の療養費支給申請書に以下の必要書類を添付し提出してください。

【①医師の施術同意書（原本）②領収証（原本/要領収印）③施術内容のわかる書類】

(5) 当組合にて審査のうえ、支給決定を行います。

※他医療機関等との併用確認等のため、お支払いは最短で施術月から 3 ヶ月～

4 ヶ月後となります。

4 留意事項

平成 31 年 6 月 1 日施術分以降、異なる支払方法にて申請があったものは申請書を返戻させていただきます。お手数ですが、償還払いにて再申請をお願いいたします。

担当部署：業務部 給付課 03-3292-5006

大阪支部 業務課 06-6944-4300